

## 令和2年度

# 優秀政策事例集



全国知事会 令和2年10月

### 4 健康福祉分野

### 4 健康福祉分野

### 【優秀政策選定に当たっての専門委員からの講評】

### 医療法人アスムス理事長 太田秀樹

大阪府の「働く世代からのフレイル予防の取り組み(プレフレイル対策)」は、先進的でユニークな取り組みといえる。この世代は、通常はメタボ対策が大きな課題となり、栄養管理や運動習慣の獲得が指導の基軸となるが、実は肥満で低栄養といういわゆるサルコペニア肥満の存在も新しい課題となっている。食事摂取量の制限が、筋肉量の低下を招来する危険もはらみ、かかる取り組みの成果への期待は大きい。一定の効果の確認には、ある程度の期間を要するので、継続的に取り組んでいただきたい。

三重県の「地域医療の担い手育成に向けた県立病院と県立高校の連携」は、都道府県行政ならではの、強みを生かした事業である。従来から医学部には、EEP(early exposure program)として、専門的な教育を受ける前に、医療現場を体験させ、既成概念や先入観のない状態で医療職としての基本的態度を醸成するプログラムが存在する。高校生らが医師を目指す純粋な動機付けに、有効な取り組みで、成績上位者が医学部を受験するという最近の風潮に一石を投じるものといえる。

奈良県の「出所者の就労の場づくり推進事業」は、地域共生社会において、避けることのできない事業である。犯罪と貧困と疾病(健康課題)の負の連鎖を断ち切るための、就労や生活支援は、更生支援に欠くことができないが、民間企業に期待しづらい領域であるからこそ、行政主導の意義が深い。再犯率の低下など客観的な成果に期待している。

### 北海道大学名誉教授 金子勇

今回「優秀政策」に選定された大阪府の「働く世代からのフレイル予防の取組み(プレフレイル対策)」、 三重県の「地域医療の担い手育成に向けた県立病院と県立高校の連携」、そして奈良県の「出所者の就 労の場づくり推進事業」は、いずれも都道府県独自の事業としては時代に寄り添う政策である。

「フレイル」とはもろさや虚弱さを意味する言葉であるが、少し前から政策的に使われるようになった。中年期の健康診断を大阪府は「フレイルチェック」として、食事と運動についての問診を軸に、身体測定(体組成測定、骨格筋量)を組み合わせて、高齢期へつなぐ試みを始めた。健康が一朝一夕では得難いことから、40歳からの基礎的身体状態を測定して、個別に健康指導することは、やがて高齢化率が30%となる日本ではきわめて有効な政策と言える。

三重県の「地域医療」担い手育成における県立病院と県立高校との連携は、画期的な試みである。進学高校にのみ絞り込んだことへは異論が予想されるが、病院見学会、医師の講演、院長対談も、医療への関心を持つ高校生の興味を引くはずである。成果は10年後にしか出ないが、自治医大の2名の枠では県内の医療過疎が解消しにくい現在、この事業の行方を注視したい。医療過疎を抱える類似の県でも応用可能性に富むであろう。

奈良県の出所者就労事業はまことに重要な政策ではあるが、雇用問題に含まれる要素が大きいと考えられるので、「健康・福祉」分野よりも「商工・労働」分野からのコメントが有益であろう。

### 奈良県立大学理事 木村陽子

健康福祉分野の第1位は、大阪府の「働く世代からのフレイル予防の取組み(プレフレイル対策)」である。健康寿命の伸長や介護予防のためにフレイル対策を高齢期前から始める重要性は言うまでもない。 大阪府が、対象を40歳以上の働く世代に広げ、フレイルチェック項目をしぼり、特定健診・保健指導などの機会を活用したことを高く評価する。すでに大阪府内で数多くのフレイル対策講座が実施されていることが、この対策への住民理解を深め住民参加を促すことを期待する。

第2位は、三重県の「地域医療の担い手育成に向けた県立病院と県立高校の連携」である。目的は、 地域医療の担い手の数を増やすこと以上に、質を高めることとあり、高校生と地域医療を担う病院スタッ フ等との人的交流を通じて、現場の思いを後代に託す、地域ならではの取組みを高く評価する。

第3位は、奈良県の「出所者の就労の場づくり推進事業」である。社会的な必要はありながらも、出所者の社会復帰や就労を支援する組織は本当に少ない。民間組織では、創立者の使命感に頼り、規模も小さく、運営も厳しく、苦労を重ねているのが現状だ。そういうなかで、奈良県が、出所者の就労支援を県の事業として実施することを先進政策として高く評価する。一般財団法人を設立する手法も、注目に値する。

### 【健康福祉分野】

タイトル	働く世代からのフレイル予防の取組み(プレフレイル対策)				
施策•事業名称	40歳からのフレイルチェック【予算事業】大阪府健康格差の解決プログラム促進事業(プレフレイル)				
都道府県名	大阪府		大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課		
分野	健康福祉	本件問合先	06-6944-9158		
事業実施期間	平成30年4月1日 ~		kenkodukuri- g03@sbox.pref.osaka.lg.jp		
施策のポイント	・府の要介護認定率は全国より高く、健康寿命が低迷している要因の一つとなっており、健康づくり事業と介護予防事業が相互連携し、府民の健康管理に取り組むことが重要。 ・平成30年・令和元年度において国立健康・栄養研究所と連携し作成した「大阪府働く世代からのフレイル予防プログラム」により、特定健診・保健指導等を活用し、特定健診対象者層へのフレイルチェックを行うことで、府民一人ひとりの健康づくりにつなげる。 ・「40歳からのフレイルチェック」は、働く世代から高齢者までシームレスな事業展開を可能とし、高齢者の保健事業につなぐ事業として構築する。				
内容	■ 40歳からのフレイルチェックの展開 ■ ・近い将来、介護が必要な状態になりやすい状態である「フレイル」となる者を早期に発見(フレイルの状態をチェック)し、保健指導を通じて、運動や食事といった健康づくりの取組を促し、フレイルを予防することにより、健康寿命の延伸を図るとともに、市町村における健康寿命の差(健康格差)の縮小を図る。 ・医療保険者が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・保健指導等の枠組とスキルを活用すること、および実施者負担を抑えた内容とすることにより、フレイルチェックの導入を推進する。  ■ フレイルチェックの導入にあたって ■ ・フレイルの介入時期について、統一基準はないが、40歳以上を対象とする特定健診【法定】の機会を活用することが効率的・フレイル測定の項目には、「問診、握力、歩行速度、体組成測定、口腔機能測定」などがあるが、本件においては、「問診、体組成測定」により実施する。・健診に要する人件費変動を抑え、費用負担を軽減できるよう、チェック項目を限定して始めることにより実施者の導入を促進する。  ■ 特定健診→ ・質問票(服薬歴、喫煙歴等)・身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)				

- •理学的検査(身体診察)
- •血圧測定
- ·血液検査(脂質·血糖、肝機能)
- •検尿

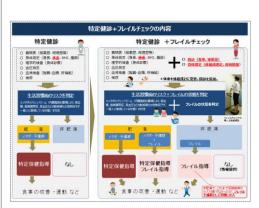
### など

- ≪フレイルチェック≫
- ·問診(食事、運動等)
- •身体測定(体組成測定、骨格筋量)
- ※特定健診における身体測定(体重)は、フレイルチェックの身体測定に代替可能。

### ■ 保健指導 ■

・特定保健指導については、従来の考え方のとおり、積極的支援、動機付け支援、情報提供に階層化を行い実施し、フレイルチェックについては、フレイル判定に基づき、フレイル保健指導を実施する。フレイルチェックにおいて、メタボリックシンドロームにも該当する者には、通常の特定保健指導とフレイル保健指導を併用する。

上記のとおり、40歳以上の特定健診対象者層へのフレイルチェックを展開することにより、フレイルに対する認知度の向上、早期発見及びフレイル該当者に対しての早期介入を通じて、府民の健康寿命の延伸を図ることをめざす。



特定健診+フレイルチェックの内容



リーフレット「フレイルって何なん?」



フレイルチェック風景



保健指導

### 4 健康福祉分野

関連 ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=34914

http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-34914\_4.pdf





優秀政策受賞者(大阪府)

タイトル	地域医療の担い手育成に向けた県立病院と県立高校の連携				
施策•事業名称	地域医療の担い手育成に向けた県立病院と県立高校の連携				
都道府県名	三重県	本件問合先	三重県立一志病院 運営調整部 総務課		
分野	健康福祉 教育·文化		059-262-0600		
事業実施期間	令和 01 年 10 月 1 日 ~		ihos@pref.mie.lg.jp		
	◎今後、他の教育機関や医療機関等との連携も可能な取組です。				
施策のポイント	<ul><li>◎地域医療の担い手の「数」を増やすこと以上に、「質」を高めることをめざしています。</li><li>◎「読書」と「現場」の両輪で、教育と医療の橋渡しをします。</li></ul>				
内容	<取組概要> 三重県では、医師・看護師の確保と地域偏在が課題となっている。将来地域医療に携わる職業を目指すにあたっては自身の死生観や人生観について考えを深めることが重要だが、特に県立の進学校は授業進度が速く、生徒が受験対策に忙しくなりがちである。そこで、津市で地域医療を担う一志病院と、医学部等への進学者を多数輩出する津高校が連携し、読書を通じて医療について考える機会や、現場で働くスタッフの思いに触れる場の創出を図った。具体的には、(1)本棚企画(一志病院の各専門職が選んだ書籍を津高図書館へ配置)、(2)病院及び訪問診療・訪問看護の見学、(3)医師講演、(4)院長と津高生の対談を実施することとなった。。その結果、本棚設置後すぐに本を借りる生徒が現れ、病院見学には想定を上回る応募があり、2回目・3回目の見学を開催することとなった。また、医師講演には約50人の生徒が参加し、感想文から、充実した学びの場となったことが窺えた。 、現状や課題、設定した目標>地域医療を担う人材の育成は、短期的には医学生や看護学生、研修医の育成が重要ですが、中長期的には、高校生の段階から、地域医療に携わる人材に求められる感性や人格の形成を図っていくことが重要であると考えられます。一志病院は、医学生や看護学生、研修医の受け入れに加え、中高生の総合学習や一日体験などの受け入れも行っていますが、より積極的に高校生への情報発信等を行いたいと考えていました。また、津高校は、進路について考える機会を生徒に提供することが重要であると捉え様々な取組を行っていますが、現場との直接的なつながりを持つことで、生徒が地域医療をより身近に感じることができると考えました。 、取組の検討プロセス、改善点等>津高校図書館では近年、発展途上国の課題に関するコーナーや、三重県の地域課題の解決に関するコーナーなど、授業や研究活動の役に立つコーナーの創設や企				

### 4 健康福祉分野

画展、図書の紹介等を行い、館内の改革を積極的に進めています。そこに着眼した 一志病院の職員(津高校卒業生)と、津高校図書館の学校司書が話し合い、企画を 考案しました。それぞれの関係部門の長、院長・校長へと話が進み、本棚企画や講 演等の実施が決定しました。

本の選者については、一志病院の常勤医師全員に加え、看護師や薬剤師などで読書好きのベテラン職員に声を掛けました。本の分野は地域医療に限定せず、人生や人間関係、自然科学などに関するものであれば幅広く可とし、職業教育に役立ちそうなものに限り漫画も一部可としました。

そして、本の選者たちが実際に働いている姿を病院見学で見られるようにすることで、本と現実の橋渡しを試みました。さらに、一般的な病院見学だけではなく、一志病院の特徴である患者様宅への訪問診療・訪問看護や、津市等と連携した多職種連携の「地域ケア会議」などを見学できるよう調整し、「病気ではなく人を診る」一志病院の取組を直接感じていただけるよう工夫しました。

### <効果、成果>

- (1)本棚企画:一志病院職員が選書し、本の紹介カードを手書きで作成。また、院長、看護部長からのメッセージや、医療を学べる大学、県の施策等の資料も展示。
- (2)病院見学:想定を上回る19名の応募があり、2回目、3回目の見学を実施することとなりました。高校生が訪問看護に同行するのは初めて。
- (3)医師講演:津高の生徒・教員約50名が参加。地域医療について学び、一志病院を身近に感じてもらう機会となりました。
- (4)院長と津高生の対談:3月に開催。生徒の関心に応じ院長と対談。
- (5)今後の展開:本棚企画第二弾などを構想中。

#### <工夫した点や苦労した点>

本棚企画では、選書した一志病院の医師らを生徒が身近に感じられるよう、顔写真と手書きのカードを作りました。また、医師講演は自由参加のため、できるだけ多くの生徒に参加してもらえるよう、漫画のイラスト(著作権確認済み)を入れたチラシを作成しました。

タイトル	出所者の就労の場づくり推進事業				
施策•事業名称	出所者の就労の場づくり推進事業				
都道府県名	奈良県	本件問合先	奈良県福祉医療部地域福祉課		
分野	健康福祉		0742-27-8503		
			fukushi@office.pref.nara.lg.jp		
施策のポイント	・国の刑事司法手続を離れた後に、出所者の社会復帰を支援する体制は十分に確保されているとは言えない。 ・そこで県は全国に先駆けて、出所者を直接雇用する一般財団法人を設立して、住居を確保し、職業訓練・社会教育を実施することで、出所者の社会復帰を支援する。				
内容	【目的】 ・「奈良県更生支援の推進に関する条例」第 13 条の規定に基づき、罪に問われた者等の更生支援に関する事業を行い、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進を図る。 ・誰もが地域の一員として包摂され、互いに支えあう共生のまちづくりの推進を図る。 ・その結果、更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。				
	【事業内容】 県は罪に問われた者等の更生支援に関する施策を一体的かつ効果的に実施するため、一般財団法人を設立し、以下の事業を実施させる。 (1)罪に問われた者等を雇用し、職場における就業体験の機会その他就労の場の確保、提供 (2)雇用した者に対し、住居の貸与 (3)企業等への就職その他の社会復帰を支援するため、職業訓練、社会的な教育の実施 (4)罪に問われた者等の相談に応じること。その他罪に問われた者等の社会復帰に必要な支援 (5)労働者派遣事業 (6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業				
関連ホームページ	http://www.pref.nara.jp/54165.htm				